

入 札 説 明 書

件名

水営業第2025-2号 仙台市水道局コールセンター運営業務委託

【制限付き一般競争入札】

(低入札価格調査対象案件)

仙台市水道局

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号。以下「規程」という。）、仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和 7 年 5 月 27 日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒982-8585 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1
- (2) 担当課：仙台市水道局財務課（契約係） 電話 022-304-0012
- (3) 調達責任者：仙台市水道事業管理者

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 水営業第 2025-2 号 仙台市水道局コールセンター運營業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 着手の日から令和 12 年 12 月 31 日まで

3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること（別添参考資料を参照のこと）。

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和 5・6・7 年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「サービス」で登録している者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 11 月 1 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 仙台市内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (8) 国又は地方公共団体、水道事業、ガス事業、電気事業のいずれかに係る業務において、元請けとして、20ブース以上のコールセンターを12カ月以上継続して運営する実績を有すること。
- (9) プライバシーマーク等、情報セキュリティに関する公的な認定を取得している者であること。
- (10) 単体企業による参加であること（共同企業体による参加は認めない）。
- (11) 社会保険適用事業所であり、保険料等の滞納がないこと。
- (12) 「仙台市水道局情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に定める契約事項を遵守できるものであること。

なお、ガイドラインの 6（4）においてガイドラインの対象となる業務については再委託が禁止されていることに注意すること。また、ガイドラインの 5（9）により、個人情報を取り扱う作業に着手する前に、個人情報保護責任者が局の指定する個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を受講している必要があることに注意すること。個人情報保護責任者が過去に当該研修を受講していない場合は、下記のアドレスのホームページで当該研修の詳細及び日程を確認のうえ受講すること。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/kenshu.html>

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4 に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、

一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本局から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：①一般競争入札参加申請書（添付書類）

②プライバシーマーク等、情報セキュリティに関する公的な認定が確認できる書類の写し

③類似業務の実績調書（別添様式 1）

※類似業務とは、4（8）に掲げる業務をいう。

※類似業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は発注者による業務履行証明書（様式任意原本）を添付すること。提出の書類で履行内容が確認出来ないときは、追加資料の提出を求めることがある。

④労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）

⑤健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し

（申請日において納期が到来している直近 2 回分）

イ 提出期間：令和 7 年 5 月 27 日から令和 7 年 6 月 16 日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。郵送の場合は令和 7 年 6 月 16 日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒982-8585 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1

仙台市水道局総務部財務課（契約係） 電話 022-304-0012

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本局の審査により行うものとし、その結果は令和 7 年 6 月 25 日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格確認通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格確認通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（仙台市水道局様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退出すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5（1）イに同じ。

ウ 提出場所：5（1）ウに同じ。

エ 提出方法：5（1）エに同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 25 日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2025.html

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和 7 年 7 月 8 日 午前 10 時 00 分

(2) 場 所：〒982-8585 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1
仙台市水道局 4 階財務課入札室

8 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金：免除

(2)契約保証金：契約保証金の額は、契約金額の 10 分の 1 の額を、履行期間の月数（1 月に満たない日数は切り捨てる。）を 12 で除して得た数（小数点第 2 位を切り捨てる。）で除して得た額以上とする。

9-1 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参すること。郵送、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規程及び特例規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書及び身分を確認できるもの（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名 水営業第 2025-2 号 仙台市水道局コールセンター運營業務委託
 - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
 - ウ 日付（入札日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市水道事業管理者」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 入札においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、7(1)に示した日時に、7(2)に示した場所において提出しなければならない。なお、価格内訳書（「9-2 価格内訳書」を参考のこと）を必ず持参すること。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (15) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (17) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に係るのない本局職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

9-2 価格内訳書

- (1) 競争入札参加者又はその代理人は、入札時に価格内訳書（別添様式2）を必ず持参すること。なお、必要事項（入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名、費目ごとの内訳、合計金額）をもれなく記入しておくこと。各費目の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。
- (2) 入札に際し、「業務委託契約に係る低入札価格調査要綱」（平成15年10月31日管理者決裁）第4条による調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、開札後直ちに価格内訳書の提出を求める。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額が一致しない場合は、その入札書は無効とする。
- (3) 価格内訳書は返却しない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出していたものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」又は「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあってはその名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 7(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出しない場合の入札書
- (16) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出した場合において、入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額とが一致しない場合の入札書
- (17) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札書

11 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申し込みをした者を一旦落札候補者と決定する。ただし、落札の決定にあたっては低入札価格調査制度（3・2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該最低価格入札者を落札候補者とし、しないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続を行う。

- (2) 予定価格以下で、かつ調査基準価格以上であって最低価格である同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は入札室でくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市水道局職員を入室させ、これらの者に代わってくじを引かせて落札候補者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (3) 落札候補者に対しては、別添契約書案及び仕様書に規定する個人情報保護規定の遵守の可否について調査を行い、（別添ガイドラインを参照すること。）個人情報保護の対策が適切かつ十分であると認められた場合に落札者とする。認められない場合にあっては、予定価格以下で当該落札候補者に次いで低い価格で入札した者について同様の調査を行い、落札者を決定する。なお、次順位価格入札者が認められない場合は、順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規程第10条で定める期日まで契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

12 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当したとき。

13 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

14 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 本契約は本局と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

15 支払いの条件

別紙契約書案による。

16 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

17 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

注 意 事 項

- ※ 一般競争入札参加資格確認通知書は再発行いたしません。
- ※ 下記の書類が不備の場合、失格又は入札無効となる場合がありますので、ご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書
2	類似業務の実績調書（様式1）及び記載内容が確認出来る書類
3	情報セキュリティに関する公的な認定が確認出来る書類の写し
4	その他必要と認めるもの
5	労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）
6	健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し （申請日において納期が到来している直近2回分）

○ 入札時の提出書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証等ですべて原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可）
3	委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る）
4	入札書（本局様式に限る）
5	価格内訳書（様式2。4と金額が一致すること。） （調査基準価格を下回った場合のみ提出）
6	入札用封筒（入札件名・会社名・入札年月日を記入すること）
7	再度入札等に使用する印